

○ 太田市外三町広域清掃組合特別職 の職員の報酬及び費用弁償等に関 する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 7 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

改正 平成 2 8 年 4 月 1 日条例第 1 号

改正 令和 2 年 3 月 2 3 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

- (1) 組合議会の議長、副議長及び議員
- (2) 監査委員
- (3) 行政不服審査会の会長及び委員

(報酬の額)

第 2 条 前条の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

(報酬支給の始期)

第 3 条 第 1 条第 1 号及び 2 号に規定する職員（以下「年額報酬を受ける職員」という。）にあつては、就任の月から報酬を支給する。

(報酬支給の終期)

第 4 条 年額報酬を受ける職員が職員としての資格を失った場合には、その資格を失った月分まで報酬を支給する。

(支給方法)

第 5 条 年額報酬を受ける職員の支給方法は、毎年年度末に支給する。ただし、前条の支給については、そのときに支給する。

- 2 前項において就任の日の属する月については、日割計算により報酬を支給する。
- 3 第 1 条第 3 号に規定する職員にあつては、その都度これを支給する。

(費用弁償等の額)

第 6 条 職員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 旅費の計算及び支給方法については、太田市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 1 号）の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 4 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職 員 の 区 分		年・月・日額の別	報 酬 の 額
議 長		年 額	16,000 円
副 議 長		年 額	15,000 円
議 員		年 額	14,000 円
監 査 委 員	識 見 委 員	年 額	10,000 円
	議 会 選 出 委 員	年 額	5,000 円
行政不服審査会	会 長	日 額	5,000 円
	委 員	日 額	5,000 円

別表第 2（第 6 条関係）

区 分	車 賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
組合議会議長	37 円	2,500 円	16,500 円	3,300 円
その他の職員	37 円	2,500 円	14,800 円	3,000 円